

(別紙) パブリックコメント結果

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案に対する意見及び検討結果について

意見募集期間：平成26年6月26日から7月25日まで

意見提出数：96人・107件

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	(1)特定教育・保育施設の運営に関する基準	(Ⅰ) 利用定員に関する基準 利用定員に関する基準 国の基準どおりでなく、子どもがよりケガをしない安心安全に過せる今の基準でお願いします。	この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。
2	(1)特定教育・保育施設の運営に関する基準	(Ⅱ) 運営に関する基準 1. (1)Ⅱ2/8 ページ上から二項目目。申請の申込みに対する対応においては、市の方でも各施設と連携を保ち、積極的に援助できる体制を整えておくようお願いしたいです。この文面からは、施設側だけ援助に当たるように見受けられるが、それでは十分な援助はし難いと思う。 2. (1)Ⅱ2/8 ページ上から三項目目。子どもの心身の状況等の把握については、市の方と連携を持ち、当該児童に対し、何かあった時の対応が素早くいくようバックアップ体制を整えてほしい。 3. (1)Ⅱ2/8 ページ上から四項目目。教育・保育との円滑な接続に関しては、市の方でコンシェルジュ化し積極的な援助に取り組むようにして頂きたい。当該施設だけで全体の空き状況等の把握や、当該家庭の要望を全て汲み込むのは難しいと思う。 4. (1)Ⅱ3/8 上から三項目目。子どもの心身の状況等の把握については、市の方と連携を持ち、当該児童に対し、何かあった時の対応が素早くいくようバックアップ体制を整えてほしい。 5. (1)Ⅱ3/8 上から四項目目。この文面に付け加え、当該児童のかかりつけ医を確認しておき、安全な保育に取り組む一文を加えた方がいいと思う。	1 支給認定の申請窓口は市になることから、そのための援助（案内等）をお願いするものです。 2、3、4 市（保育課）でも必要な情報提供を行うなど、適切な措置を講ずることができるよう、特定教育・保育施設との連携に努めていきます。 5 この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。

3		<p>3頁 ③職員の職種、員数及び職務の内容 保育士の有資格者を正規職員として確保し、現在の認可保育所における人員配置を満たす条件のもと安定して配置して頂きたい。正規職員の欠員分をなぜ非正規職員で穴埋めするのか、また臨時職員にとどめ有期雇用とするのか納得のゆく説明をして頂きたい。</p>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
4		<p>②個別事項・(1)「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案)」、項目(1)(Ⅱ)運営に関する基準(2/8ページの末尾4項目)基準についての直接的なコメントではありませんが、施設や事業の利用者負担(いわゆる保育料等)が利用施設(認可保育所、認定こども園、東京都認証保育所、幼稚園など)によって不公平にならないような施策を実施してください。</p>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
5		<p>(1)－(Ⅱ)、2項目 「支給認定保護者から利用の申込みを受けた時は？」 特定教育・保育施設の設置者にとって正式な理由だとしても、利用申込者にとって正式な理由とは限らないと思います。利害関係のない第三者を交えて説明の場を設けるなど、誰もが納得出来ること、ですとか、利用申込者の名前は伏せて理由を公開するなど、した方が良いのではないのでしょうか？ (1)－(Ⅱ)、5項目 「特定教育・保育施設は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は？」 困難になって紹介するにしても「紹介したから明日から来ないで」ということにならないよう、最低でも一ヶ月の猶予期間を設けるなど、して欲しいです。子供にとって一番良い環境の提供を望みます。</p>	<p>2項目目 「正当な理由」については、①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用の申し込みがあった場合、③その他特別な事情がある場合などを基本とします。 5項目目 貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
6		<p>① 項目(1)の(Ⅱ)中の「特定教育・保育施設は(中略)適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする」については、「市は、適切な施設や事業の紹介について協力しなければならない」旨を加えてください。</p>	<p>市(保育課)でも必要な情報提供を行うなど、適切な措置を講ずることができるよう、特定教育・保育施設との連携に努めていきます。</p>
7		<p>(1)特定教育・保育施設の運営に関する基準の(Ⅱ)運営に関する基準の「費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることが出来る」という項目について、これまで同様市の助成を行って下さい。「職員の職種、員数及び職務の内容」についても、資格を持っていれば良いというのではなく、正規職員の配置をお願いします。</p>	<p>費用について：貴重なご意見として参考とさせていただきます。 配置について：この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に</p>

				最低基準を向上させるように努めるものとします。
8		(1)特定教育・保育施設の運営に関する基準(Ⅱ) 運営に関する基準の「特定教育・保育施設は、次に掲げる～」の③について、現職員配置を変えないでほしい。②についても保育内容の質を落とすことなく子どもが安心できる環境を守ってほしい。保育は市場ではないと言いたいです！！		この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。
9		(1)特定教育・保育施設の「費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる」という項目について、今までと同じく、市の助成を行ってください。「職員の職種、員数及び職務の内容」についても正規職員の配置をお願いします。		費用について：貴重なご意見として参考とさせていただきます。 配置について：この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。
10		項目(1)のⅡについて ・今までと同じ職員配置にしてください。 ・これまで通り市の助成をしてください。 (他に1件)		配置について：この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。 費用について：貴重なご意見として参考とさせていただきます。
11		(1)ー(Ⅱ) 5項目→施設が他のところを紹介でなく、市が入って調整をする必要があると思う。 14項目→①～⑤まで集金できるとなる場合によってはかなりの額になるのでは？市の助成があるのなら、文言を入れて続けてほしい。「助成を引いた額を保護者から集金」にする。 (1)ー(Ⅱ)について ・差別してはならない。有害な影響を与えてはならない。守秘義務、苦情対応、事故対応などあるが、これはすべての施設(ベビーシッター、保育ママなど含む)に共通する内容(義務)という理解でよいか？前半は認可外施設のことをメインに書かれているので、どの施設まで及ぶことなのかわかりにくい。もちろん、上記のことは全ての事業にとっての義務であるべき。地域型保育の方にも明記してほしい。 ・職員の配置や面積の基準はここには明記しないのか？市独自の基準は設ける気はないと		1項目 貴重なご意見として参考とさせていただきます。 金銭の支払いを求める際には、あらかじめ保護者に説明をし、同意を得ることを前提としています。 2項目目 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の全てを対象とします。 この基準では、特定地域型保育事業に係る基準を定めるものです。特定教育・保育施設の職員・面積に係る基準は都道府県が条例で定めるものです。

		<p>ということ？独自の面積基準など設けている自治体もある。ぜひより良い保育をするための小金井基準を設けてほしい！！今のは「最低基準」なので。市のアピールにもなると思います！！ぜひ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お金のことが最後にまた出てきたり、まとまっていない。わかりやすく項目分け、並べかえをするべき。</li> </ul>	
12		<p>運営に関する基準(1)ー(Ⅱ)・待機児対策は、公設公営の保育所の増設という形を行ってください。施設運営の重要事項について③保育園は公設公営で。保育士は有資格者を正規職員としての雇用で行って下さい。(他に1件)</p>	<p>待機児童対策：本年度中に策定する平成27年度から5か年の事業計画の中で待機児童の解消について計画していくこととします。重要事項：貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
13		<p>運営に関する基準(1)ー(Ⅱ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・待機児対策は公立、公設公営の保育所で責任をもつべきです。行政は民間に押しつけて責任転嫁しないでください。</li> <li>・費用は今までと変わりなく、保護者からでなく市政で賄ってください。</li> <li>・施設運営の重要事項について</li> </ul> <p>③保育に携わる職員配置を。子どもが安定してすごせる十分な人数、有資格者で補ってください。また、正規職員での補充をしてください。</p> <p>④子どもの心身の負担を考え、休日保育は就労している日のみとしてください。</p>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
14		<p>(Ⅱ) 運営に関する基準</p> <p>特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない。</p> <p>③職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>小金井市の公立保育園の職員の配置を守って欲しいと思っています。小金井市の基準は、国基準よりも高い水準にあり、子どもひとりひとりの発達や成長にきちんと対応し、子ども達の個性や自主性を大切に保育士は、様々な経験を活かし、保育に望んでいます。給食質の調理員と栄養士で、安全でおいしくバランスのとれた食事と、アレルギーの対応についても、子どもと保護者にとって、一番安心できる現在の職員配置を希望します。看護師の配置についても、子ども達の健康管理や安全面を考え、保育園にとって、なくてはならない存在です。</p>	<p>この基準は、運営に関する最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。</p>

15		<p>(1) (Ⅱ) 「特定教育・保育施設は自ら適切な教育保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。」→について、各家庭に施設を紹介するのは行政の責務であって、施設にその役割を置くのではなく、あくまでも小金井市は市役所がその役割をになうべき。また、市が保育についてきちんと責任を負うという意味でも公立保育所を拠点に、市の保育水準をしっかりと維持して欲しい。(1) (Ⅱ) 特定教育・保育施設は次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない。→の③について。国基準、都基準、現行の小金井基準とあるが、具体的に今後どういう配置にしていくかを明示して欲しい。また、今の状況より低下しないようにして欲しい。小金井市は小金井市の基準があるからこそきめ細やかな保育ができ、それを継承できているので、ただ国基準とするのではなく、小金井の良さを大事にして欲しい。今の保育の質を落とさない選択をして欲しい。</p>	<p>1項目：市（保育課）でも必要な情報提供を行うなど、適切な措置を講ずることができるよう、特定教育・保育施設との連携に努めていきます。2項目：この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。</p>
16		<p>(1) (Ⅱ) ・「特定保育施設」は入れなかった家庭に別の施設を紹介するように、とあるが、それは行政が責任をもってやるべきことなのでは？責任を各施設に任せるのはおかしい。・様々な費用を支給認定保護者に負担させる、とあるが、オプションでどんどん費用をもらっていくということになる。・保護者への負担が、より大きくなっていくのでは？基準は？市の助成は、今までよりもなくなっていくのはおかしい。・保育施設が規定を定めるべき項目で③職員の職種、員数及び職務の内容とあるが、現在の公立の職員定数、配置は守っていくべき。フォローが必要な子ども、保護者がどんどん増えている中で、現状でも全く職員数が足りていない。しわ寄せが子どもにいくことは避けて欲しい。また、④保育の提供を行う日、及び時間は、子どもの利益を最優先に考え、簡単に時間・日数が増えることは望ましくない。</p>	<p>1項目：市（保育課）でも必要な情報提供を行うなど、適切な措置を講ずることができるよう、特定教育・保育施設との連携に努めていきます。2・3・4項目目：貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
17		<p>運営に関する基準(1)ー(Ⅱ)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・待機児対策は、公設公営の保育園の増設で行って下さい。</li> <li>・公立保育園で、正規職員での人員確保を行って下さい。</li> </ul> <p>(他に1件)</p>	<p>1項目目：本年度中に策定する平成27年度から5か年の事業計画の中で待機児童の解消について計画していくこととします。</p> <p>2項目目：貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>

18			<p>運営に関する基準(1)ー(Ⅱ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・待機児童対策は、公立保育園でやってほしい。不足しているのであれば増設してください。</li> <li>・企業に委託するのではなく、公立保育園で、有資格者の保育士さんに保育してほしい。</li> <li>・ビルの一室などではなく、施設として独立した園で保育してほしい。</li> </ul>	<p>1項目目：本年度中に策定する平成27年度から5か年の事業計画の中で待機児童の解消について計画していくこととします。</p> <p>2項目目：貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
19			<p>運営に関する基準(1)ー(Ⅱ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・待機児童対策は、市で責任を持ち、公立保育園で対応して下さい。待機児童数が多すぎるので、委託ではなく、公設公営の保育園増設での措置をとって下さい。</li> <li>・民間委託で劣悪な保育環境を増やしてしまうのではなく、公立保育園有資格者での保育を市で推奨して下さい。</li> </ul>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
20			<p>(Ⅱ) 運営に関する基準現行は国基準より手厚い職員配置となっているはずですが、国基準にするという事は現行の保育サービスの質を落とす事につながるので、今の水準を守るべきです。</p>	<p>この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。</p>

21		<p>(1)項目 (Ⅱ) 運営に関する基準</p> <p>1 p  ・特定教育・保育施設は、自ら適切な教育を～措置を講じるものとする。  (意見) 市の窓口コンシェルジュを置き、一本化して、各施設から市へ案内するようにしてください。</p> <p>2 p  ・特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。  (意見) 今までより負担増にならないよう、さらなる市の助成をしてください。  ・特定教育・保育を提供に当たって、当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受け取ることができる。  (意見) 負担増にならないよう、さらなる市の助成をしてください。  ・また、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>①日用品、文房具などの購入に要する費用  ②特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用  ③食事の提供に要する費用  ④特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用  ⑤上に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの。  (意見) 今までと同様市の助成を行ってください。さらなる負担にならないようにしてください。</p>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
22		<p>3 p ・特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない。①施設の目的及び運営の方針 (意見) 株式においては利益追求にならないよう、監査や基準を市に設けてほしい。②提供する特定教育・保育の内容 (意見) 特定教育・保育内容などが今までと変わる場合は利用者への十分な説明、利用者との同意や理解を充分得た上で、子どもにあった移行期間を設けてほしい。</p>	<p>①～⑧：貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>

		<p>③職員の職種、員数及び職務の内容  (意見) 職員配置は今までと同様か、さらなる向上に努めてほしい。保育士に関しては有資格者としてほしい。非正規の研修の強化に努めてほしい。</p> <p>④特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日</p> <p>⑤支給認定保護者から受領する利用負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額  (意見) 利用者への十分な説明、さらなる負担にならないよう市の助成が必要。</p> <p>⑥認定区分ごとの利用定員  (意見) 踏め込みにならないよう、国基準以上の設定にしてほしい。</p> <p>⑦特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧緊急時などにおける対応方法  (意見) 東日本大震災を踏まえたうえでの災害時マニュアルを利用者に通知。正規職員のみならず、非正規職員の研修の強化、それに見合う待遇と安定雇用にしてほしい。</p> <p>⑨非常時災害対策 (意見) 近隣住民との連携など、災害時の地域における訓練などできないのか  ⑩虐待の防止のための措置に関する事項  ⑪その他の重要事項 (意見) 保育という福祉を踏まえ、いかなる運営形態であろうと小金井市の保育への責任は変わらない。子どもの最善の利益を考え、公立の施設との連携をとり、各施設への助成を行ってほしい。・特定教育・保育施設は、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。また、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。(意見) 職員体制はこれまでと同様、もしくは今まで以上の基準にしてください。職員の資質の向上のために、正規職員での補充と補充とバランスのとれた年齢構成、研修にあたっては、市の助成を行ってください。5 p・特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。(意見) 公立以外の運営形態の施設には、市で独自に監査を設け、公開するよう徹底してほしい。会計の用途を明らかにさせるよう基準を設けてほしい。</p> <p>・職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。  (意見) 公立以外の運営形態の施設には、市で独自に監査を受け、基準を設けてほしい。</p>	<p>⑨：各施設及び各事業者の判断になります。⑩⑪：指導検査及び定期的な連絡会を開催し、状況の確認に努めてまいります。</p>
--	--	--	---



23		<ul style="list-style-type: none"> <li>・項目(1)(Ⅱ)の5番目→入所困難な子に対して、適切な措置を講じるのは、今まで通り行政でよいのではないか。</li> <li>・項目(1)(Ⅱ)の14番目→園やクラスによって負担額が変わってしまう。保護者の負担がとて大きくなる。</li> <li>・項目(1)(Ⅱ)の20番目→施設毎に施設が決めるという事か。サービス市場になってしまわないか？</li> </ul>	<p>1項目：貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p> <p>2・3項目：施設が、上乗せ徴収を行う際には、あらかじめ保護者に説明を行い、同意を得ることが必要となります。</p>
24		<ul style="list-style-type: none"> <li>・(Ⅱ)運営に関する基準の5項目め 保育を提供することが困難(待機児)となってしまった場合、その施設が紹介するのではなく、行政がフォローに関わってほしい。</li> <li>・特定教育・保育において提供される便宜に要する費用について 保護者からオプション費用をもらうということは保護者の負担が増える。これまで通り市の助成を行なってほしい。</li> <li>・施設の運営についての重要事項 職員配置は、欠員になることなく、随時配置してほしい。</li> </ul>	<p>1項目：市(保育課)でも必要な情報提供を行うなど、適切な措置を講ずることができるよう、特定教育・保育施設との連携に努めていきます。</p> <p>2項目：施設が、上乗せ徴収を行う際には、あらかじめ保護者に説明を行い、同意を得ることが必要となります。</p> <p>3項目：貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
25		<p>項目(1)の(Ⅱ)「特定教育・保育施設は次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない ③職員の職種、員数及び職務の内容」について今現在既に保育士不足になっており、待機児解消のために子どもの定数を増やしているのにその分の保育士が確実に補充されておらず、これでは質のよい保育ができない。事故等が起こってしまう危険もある。子どもの人数に応じて必要な分きちんと正規職員を配置し、保育に支障のないようにしてほしい。</p>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
26		<p>(1)－(Ⅱ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立保育園に入れない子がいたら、別の施設を紹介するのか？今現在、認可の私立園でもやっていないだろうことをどうやってやっていくのか？</li> <li>・保育料とは別に費用の徴収ができるとあるが、利用者の負担増につながるのでは？</li> <li>・施設の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない、とあるが、③現行を下まわらない職員配置の確保が必要でないか。④延長保育の延長、休日保育など実施するのであれば、受け方ややり方など調整の必要があると思うが、どう考えているのか。</li> </ul>	<p>1項目：市(保育課)でも必要な情報提供を行うなど、適切な措置を講ずることができるよう、特定教育・保育施設との連携に努めていきます。</p> <p>2項目：施設が、上乗せ徴収を行う際には、あらかじめ保護者に説明を行い、同意を得ることが必要となります。</p> <p>3項目：この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基</p>

				<p>準を向上させるように努めるものとします。</p> <p>4項目：延長保育の延長・休日保育等については、実施するかどうかも含めて各施設の判断になります。</p>
27			<p>(1)ー(Ⅱ)</p> <p>→「特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない」に掲げられている重要事項は、全てそれぞれの施設ごとに決めるということでしょうか。施設ごとに基準を設けるとなると、保育・教育にかなり差が出てくるのではないかと思うので、市としての基準も設けた方がいいのではないのでしょうか…。</p>	<p>保護者が施設の選択材料として、それぞれの施設が定めることとなります。</p>
28			<p>(1)特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>(Ⅱ)ー5「特定教育・保育施設は、(中略)紹介する等の適切な措置を講じるものとする」について、待機児解消をしていくのであれば、行政のフォロー、管理、連携が求められると思う。</p>	<p>市(保育課)でも必要な情報提供を行うなど、適切な措置を講ずることができるよう、特定教育・保育施設との連携に努めていきます。</p>
29			<p>(1)特定教育・保育施設の運営に関する基準(Ⅱ)運営に関する基準→5項目め保育園に入れない子がいたらその家庭に別のところを園が紹介しなさいって行政は責任丸なげですか？待機児へのフォローにもっと責任をもって！！無責任です。市民への本当の意味でのサービスをよく考えて下さい！</p>	<p>市(保育課)でも必要な情報提供を行うなど、適切な措置を講ずることができるよう、特定教育・保育施設との連携に努めていきます。</p>
30			<p>(Ⅱ)運営に関する基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの心身の状況等の把握に努め、必要な援助を市と関連機関とで連携して提供することとする。</li> <li>・施設が適切な教育・保育を提供できない場合、市または受託者が他の施設を紹介することとする。</li> <li>・便宜に要する費用徴収については保育料以外の上乗せ徴収の限度を少なくし、用途を明記、報告すること。</li> <li>・職員は、正規職員を基本とし、補助となる非常勤職員、臨時職員は欠員のないように配置すること。</li> <li>・職員の資質向上のための研修確保のために必要な人員を配置すること。</li> </ul>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>

31		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2ページ目。支払いを支給認定保護者から受け取る→これまで同様、市の助成を行ってください。</li> <li>・ 1ページ目。保育を提供することが困難である場合保育事業を紹介する→待機児含め困難な場合、責任は市にもあります。これまで同様市でフォローをしていって下さい。</li> <li>・ 小金井市の保育や子育て支援について大きく変わる時だと思えます。その中で市民参加条例第15条で定められている最低一ヶ月しか意見をとらないことに不安を覚えます。参酌がこんなにある中で意見を通す場が今回だけにせず、市民への説明後更にパブリックコメントを募って貰いたい。</li> </ul>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
32		<p>・「特定教育・保育施設は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする」とあるが、これは行政が待機児への対応を何もしないということなのか？待機児が多い。保育園が足りない。今、行政が対応していなくてどうするのか？と言いたい。・特定教育・保育における費用を保護者から受けとることができることについて→この案だと、保護者からオプション費用を別途もらっていいと受けとれる。様々な事情を抱える家庭が多い中、“払えなければ購入できない！提供できない！”と子ども達に差をつけてはならないと思う。保護者から別途費用をもらうのではなく、これまで通り市からの助成をするべき。・施設の運営についての重要事項について→③職員配置について。つめこみの保育ではなく、質を大事にした保育園を目指してほしい。ギリギリの基準では、安心して安全な保育は難しい。</p>	<p>1・3項目：貴重なご意見として参考とさせていただきます。2項目：市（保育課）でも必要な情報提供を行うなど、適切な措置を講ずることができるよう、特定教育・保育施設との連携に努めていきます。</p>
33		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2頁 これまで同様、市の助成を行って下さい。</li> <li>・ 3頁 職員の職種、員数及び職務の内容 →今の職員体制で要望 緊急時の対応→早急に！！具体策を要望</li> </ul>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>

34		<p>○特定教育・保育施設の運営に関する基準 (Ⅱ) 運営に関する基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設は、自ら保育・教育できない家庭を紹介するように書いてあるが、実質、待機児の多い中で紹介できる施設はあるのでしょうか？市や民間施設のみの対応ではどうかなるとは思えないのですが…</li> <li>・①～⑤に掲げる費用の額の支払いを保護者から受けることができるとあるが、施設によって格差が生じたり、実質的な値上がりにつながるのではないかと。保育料は、収入で決まっているのに、それでは働く方がマイナスになることもあるのでは？いい保育を受けなければ、お金を出せ！ということですか？</li> </ul> <p>○特定教育・保育施設は①～⑪についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない。とあるが、職員が万が一休みになったとしても国基準の定数を正規で埋められるように配置してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親にとって都合のいいだけの、親子分離型の保育が子どもを集める為に増えるのは、育児支援にならないと思う。子どもの権利条約のもとに改めてほしい。</li> </ul>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
35		<p>特定保育施設に入れないお子さんがいたら、別の所の施設をきちんと教えてあげることが大切だと思います。わからない人がとまどうことのないように、色々な情報を知らせてあげることが重要だと思います。行政は色々な情報を持っていると思うので、知らせて欲しいです。＜特定教育・保育施設の運営に関する基準＞のⅡについて…</p>	<p>市（保育課）でも必要な情報提供を行うなど、適切な措置を講ずることができるよう、特定教育・保育施設との連携に努めていきます。</p>
36		<p>(1)特定教育・保育施設の運営に関する基準 (Ⅱ) 運営に関する基準の内容で、入れない子がいたらその家庭に別のところを施設が紹介しなさいといった内容がありますが、行政が何もしないのはおかしいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設が、適切な保育を提供できない時に施設が適切な他の施設を紹介するなどの措置を講じるということですが、待機児解消などのフォローについて行政は関わらないのでしょうか。</li> <li>・特定教育・保育の中で日用品や行事への参加など様々な用途の費用の額の支払いを保護者から受けることが出来るということですが、保護者からそれらの費用の支払いを受けるということは保護者の金銭的負担を更に増加させているように感じます。これまで通りの市の助成を続けるべきだと感じます。</li> <li>・新制度になると各施設ごとに職員配置の基準や開所日、利用定員を決めることが出来ませんが、ベテラン職員の人数の割合や、職員数、子ども人数など、子どもや保護者を混乱させ</li> </ul>	<p>1項目：市（保育課）でも必要な情報提供を行うなど、適切な措置を講ずることができるよう、特定教育・保育施設との連携に努めていきます。</p> <p>2項目：施設が、上乗せ徴収を行う際には、あらかじめ保護者に説明を行い、同意を得ることが必要となります。</p> <p>3項目：この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとなります。</p>

		ない無理の無い水準を維持できるように行政からの監督もして頂きたいと感じます。くれぐれも各施設に丸投げするようにはしないでほしいです。	
37		(II) 運営に関する基準の中の次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。 →保育料に別途で運営費としてもらうということなのか？今まで以上に保育料がかかるということなのか？各施設によって、費用が変わってくるということなのか？	上乗せ徴収を実施する・しないは各施設の判断によります。施設が、上乗せ徴収を行う際には、あらかじめ保護者に説明を行い、同意を得ることが必要となります。
38		「(1)特定教育・保育施設の運営に関する基準」「また、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを～支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの」 これに対し、保護者の負担が多くなると思う。細部にわたり、別途料金をとるとするのは、どうにでも加算していけると思われ、良くないと思う(危険)。これまで通りの市の助成をしていくべきだと思う。	施設が、上乗せ徴収を行う際には、あらかじめ保護者に説明を行い、同意を得ることが必要となります。
39		「(1)特定教育・保育施設の運営に関する基準」の「(II) 運営に関する基準」の中の「特定教育・保育において提供される便宜に要する費用」について。保護者から現在の保育料にプラスして別途費用を徴収する、ということでしょうか。保護者の負担が増えるということでしょうか。子どもの貧困、教育格差が問題となっている現状の中、経済的に厳しい家庭を更に追いこむのでしょうか。これまで通りの市の助成を望みます。	施設が、上乗せ徴収を行う際には、あらかじめ保護者に説明を行い、同意を得ることが必要となります。
40		・(1)の(II) 利用申し込みに係る2号又は3号～のところ、その基準は誰が決めるのですか？選考する人の個人判断ではより不平等が生まれると思います。 ・(1)の(II) 自ら適切な～のところ、紹介する園の把握は各施設ではなく、市役所がやるべき。他園の状況が一番わかっているのは、やはり保育課だと思います。 ・(1)の(II) 便宜に要する費用のうち～のところはどういうことかわかり辛い。上限はあるのか？毎月？保育料に上乗せ？もし払わなかったら(払えなかったら)退園させられるってこと？ ・順位が高いと判断されたのに？何のために増税したの？ ・もっと未来の子どものために国が、都が、市がお金をかけるべきなのではないか？小児化対策はどうなった！？	1項目：利用希望者が多数である場合の選考については、各施設により方法を定めることとなりますが、当分の間は市が定める優先利用の基準に従って、市が利用調整を行います。 2項目：市(保育課)でも必要な情報提供を行うなど、適切な措置を講ずることができるよう、特定教育・保育施設との連携に努めていきます。 3項目：施設が、上乗せ徴収を行う際には、あらかじめ保護者に説明を行い、同意を得ることが必要となります。

			4・5 項目：貴重なご意見として参考とさせていただきます。
41		<p>運営に関する基準 1 頁「特定教育・保育施設は自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする」→利用定員がきまっていて、入所させたくても保育を提供することが難しいから施設が適切な施設を紹介するというのはおかしいと思います。その点は、行政が支援していくべきだと思います。</p> <p>2 頁「また、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けとることができる。①日用品、文房具等の購入に要する費用～⑤要する費用のうち、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの→保護者の負担が増えて支援になっていない。これまで同様市の助成を行うべきだと思います。</p>	<p>1 頁：市（保育課）でも必要な情報提供を行うなど、適切な措置を講ずることができるよう、特定教育・保育施設との連携に努めていきます。</p> <p>2 頁：施設が、上乗せ徴収を行う際には、あらかじめ保護者に説明を行い、同意を得ることが必要となります。</p>
42		<p>(1)特定教育・保育施設の運営に関する…</p> <p>(Ⅱ) 運営に関する…</p> <p>・“特定教育・保育施設は（中略）紹介する等の適切な措置を講じるものとする。”</p> <p>→待機児対策の責任はどこが負うのか？今でも紹介に近いことはしているはずだが、自治体はこれから一切関わりをもたない、ということか？利用するものがとても使いづらいものになるのは明白である。</p> <p>・“また、特定教育・保育において…”</p> <p>→所得が低い世帯は費用の負担はできないと思うが、そのフォローはどこがするのか？サービスを受けられない、所得が増えないというループから抜け出せるのか？福祉とはなんなのだろう。国は責任をもってゆりかごから墓場まで国民の福祉を考えてほしい。</p>	<p>1 項目：市（保育課）でも必要な情報提供を行うなど、適切な措置を講ずることができるよう、特定教育・保育施設との連携に努めていきます。</p> <p>2 項目：貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
43		<p>全項目において、現市立保育園の運営と同様基準の運営を希望します。特に、1. (1) (Ⅱ) 3 項目目 選考において、施設職員が責任をおうのではなく、従来通り、公平に自治体が責任を持って行う。2. (1) (Ⅱ) 5 項目目 保育施設ではなく、現在の様に、自治体が紹介等の措置を行う。</p>	<p>この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。1：利用希望者が多数である場合の選考については、各施設により方法を定めることとなりますが、当分の間は市が定</p>

		<p>3. (1) (II) 1 4 項目目やむなく、保護者の利用負担を増やすことになる際は、就学時援助相当の負担軽減策を講じる。また、使用目的を事前に保護者に公表し、他の目的には使用しない。(2) (II) 1 4 項目も同様。</p>	<p>める優先利用の基準に従って、市が利用調整を行います。2：市（保育課）でも必要な情報提供を行うなど、適切な措置を講ずることができるよう、特定教育・保育施設との連携に努めていきます。3・4：貴重ご意見として参考とさせていただきます。</p>
44		<p>○1 頁      ・2 項目目      「正当な理由がなければ」      →正当な理由があいまい。傷がいのある子、アレルギーのある子、支払い能力が心配等の理由で拒否されるおそれがあるので「正当な理由がなければ」を削除する。」      ・4 項目目      「保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考～」      →児童福祉法24条1項に基づき、現行の市の基準を守ること。      ・5 項目目      「特定教育・保育施設は紹介する等の適切な措置を講ずるものとする」      →施設側の責任にしない。市の利用調整としての責任を明記する。</p> <p>○2 頁      ・3 項目目      「把握に努めることとする」      →子どもの生命を預かる場所なので「努める」でなく「把握することとする」に。      ・4 項目目      「円滑な接続に資するよう～努めなければならない」      →すべての施設において密接な連携をすすめる。</p>	<p>1 頁・2 項目目      「正当な理由」については、①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用の申し込みがあった場合、③その他特別な事情がある場合などを基本としますが、いただいたご意見は参考とさせていただきます。</p> <p>1 頁・4 項目：利用希望者が多数である場合の選考については、各施設により方法を定めることとなりますが、当分の間は市が定める優先利用の基準に従って、市が利用調整を行います。</p> <p>1 頁・5 項目：市（保育課）でも必要な情報提供を行うなど、適切な措置を講ずることができるよう、特定教育・保育施設との連携に努めていきます。</p> <p>2 頁・3、4 項目：この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。</p>

45		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7 項目目 「支払いを支給認定保護者から受けることができる」→利用する施設によって利用者の負担額に大差が生じることのないようにする。「対価」について →「対価」は教育・社会福祉の理念にふさわしくない。</li> <li>・ 8 項目目「支払いを支給認定保護者から受けることができる」「負担させることが適当と認められるもの」→これまで同様、基本的には別途徴収してこなかったものは維持する。利用者負担が所得格差により保育を受ける格差につながることにないようにする。支援法第 59 条第 1 項 3 号に基づき市の助成をこれまで同様行ってください。○ 3 頁・ 3 項目目「的格」→誤字ではないか？「相談に応じる～必要な助言」→専門機関などとも連携し、現状の維持、さらなる向上に努める。・ 4 項目目「保護者又は医療機関への」→保護者と医療機関への（に改める）・ 5 項目目「重要事項に関する規定」→最低基準は子ども生命、安全の確保に直結するもの。緩和や後退をせず、現状をさらに向上させたものとする。</li> </ul>	<p>7 項目目 「従うべき基準」であり、そのままとします。</p> <p>8 項目目：上乗せ徴収を実施する・しないは各施設の判断によります。施設が、上乗せ徴収を行う際には、あらかじめ保護者に説明を行い、同意を得ることが必要となります。3 項目目：国から示されたものを引用したのですが、誤字のため、条例では修正します。この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。4 項目目、5 項目目この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。</p>
46		<p>③子どもの受け持ち人数 0才（3：1）、1才（5：1）、2才（6：1）、3才（15：1）、4、5才（20：1）</p> <p>④あらたな保護者負担は認めない。○ 4 頁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8 項目目 「家族からの苦情に迅速かつ適切に対応すること」 →利用者の不利益、不公平を招くことのないよう特段の配慮を必要とする。</li> <li>・ 9 項目目 「指導または助言を受けた場合は」 →迅速で公平・誠実な調査や対策を講じる仕組みを構築すること。</li> <li>・ 10 項目目 「事故の発生またはその再発防止をするために」 →・子どもの生命の安全は最優先事項なので、専門家や第三者をまじえた公正な事故対策の仕組みを市の責任で構築する。事業主任せにしない。</li> </ul>	<p>③この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。</p> <p>④上乗せ徴収を実施する・しないは各施設の判断によります。施設が、上乗せ徴収を行う際には、あらかじめ保護者に説明を行い、同意を得ることが必要となります。</p> <p>8～11 項目目：貴重なご意見として参考とさせていただきます。なお、政省令で使用されている用語はそのまま使用することとします。</p>



		<p>・報告義務を明記する。速やかな検証と公表を行う。子どもの安全と安心に関する情報提供を怠ってはならない。</p> <p>「従業員に」「従業者」→「従業員」「従業者」という文言は教育・福祉施設にふさわしくない。「職員」にすべきである。・11項目目「事故が発生した場合は」→人名、子どもの権利を最優先にし、速やかに市町村、保護者や医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	
47		<p>特定教育・保育施設は次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規定を定めておかねばならない。①②③職員の配置は現行のままでお願いしたい。職務の内容も変えず、そのままが良い。民間委託じゃない方法を考えてもらいたい。</p>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
48		<p>役所が選考をして待機児になってしまっているのに、施設が紹介するというのは、決めた役所は決めるだけで後は何もしていないことと同じではないでしょうか。市民（子ども）の預け先を親身になって一緒に探すべき。市内にある認可、外、その他の保育サービスの状況を市側がきちんと把握して、市民サービスとして紹介してはどうか。職員の適切な配置がされていない中で、安全な保育を行うことは出来ないの、人的条件を揃えた上で待機児解消を行わなければ、安全を守ることが出来ない状況にした市が責任を問われることになると思います。</p>	<p>市（保育課）でも必要な情報提供を行うなど、適切な措置を講ずることができるよう、特定教育・保育施設との連携に努めていきます</p>
49		<p>保育園は、全国的に定員いっぱい待機児が居るのに、その子たちの入れる園を他に紹介するのは不可能。</p>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
50		<p>・家庭的保育事業において、資格がない場合、一定の研修や訓練を受けた職員とあるが、資格をもち、長く勤務し経験を重ねていくことで職員の保育内容や、質も向上していくものです。保護者は、安心して預けられるでしょうか？預け先があればよいということではないと思います。どの子どもも同じように安心して安全にすごせる場所は必要です。国基準ではなく、市として配慮、監視対策等があってもよいのではないのでしょうか？（報道される事件にならないように…）</p> <p>・保育が困難な場合、紹介するとありますが、紹介できるような施設や事業所があるのでしょうか。市として、待機児童に対して市として空きなど把握しているのでしょうか？現場が紹介するのはトラブルのもとだと思います。</p>	<p>1項目：指導検査及び定期的な連絡会を開催し、状況の確認に努めてまいります。</p> <p>2項目：市（保育課）でも必要な情報提供を行うなど、適切な措置を講ずることができるよう、特定教育・保育施設との連携に努めていきます</p>

51		特定教育・保育施設に入れない場合、別の施設を紹介するとは、行政がきちんと待機児童への対応をしないということになると思います。おかしいです。きちんと市が待機児童を把握し、待機児童がなくなるようにすすめて下さい。あちこち施設をたらいまわしに（紹介という名目で）された上に、通勤に不便な所に入所しても働き続けられなくなります。子どもにやさしい住み良い小金井市というならきちんと市が対応して下さい。	市（保育課）でも必要な情報提供を行うなど、適切な措置を講ずることができるよう、特定教育・保育施設との連携に努めていきます
52		保育において提供される便宜に要する費用について公立保育所の場合、予算は消費税から財源をまかなわれるわけではないはずなので、もらった税金の範囲内でしか予算を使えないのでオプション費用は徴収できないはず。こども園と同じくくりにしないでほしい。	上乘せ徴収を実施する・しないは各施設の判断によります。施設が、上乘せ徴収を行う際には、あらかじめ保護者に説明を行い、同意を得ることが必要となります。
53		<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用申込みに対する正当な理由のない提供可否の禁止等について</li> <li>・保育を提供することが困難な場合に、紹介だけでなく責任を持って入所できるようにお願いします。</li> </ul>	<p>1項目目：「正当な理由」については、①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用の申し込みがあった場合、③その他特別な事情がある場合などを基本としますが、いただいたご意見は参考とさせていただきます。</p> <p>2項目目：市（保育課）でも必要な情報提供を行うなど、適切な措置を講ずることができるよう、特定教育・保育施設との連携に努めていきます</p>
54		施設に入れない子どもについて、市が責任を持ってしかるべき施設を紹介する必要があると思います。	市（保育課）でも必要な情報提供を行うなど、適切な措置を講ずることができるよう、特定教育・保育施設との連携に努めていきます
55		同じ子どもなのにお金のある家庭とそうでない家庭で受けられる保育の質が違うのはどうかと思う。保護者は子どもの為なら無理をするので、保護者の負担が増えるのはどうかと思う。	貴重なご意見として参考とさせていただきます。

56		<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用について 日用品や食事、行事参加の費用を保護者負担に、とするのではなく、これまで通りの市の助成を続けて下さい。</li> </ul>	<p>上乗せ徴収を実施する・しないは各施設の判断によります。施設が、上乗せ徴収を行う際には、あらかじめ保護者に説明を行い、同意を得ることが必要となります。</p>
57		<p>費用について保護者から受け取ることができるとありますが、支払いが不可能な家庭の子どもはサービスが受けられない？保育（福祉）において、不平等な扱いが生まれていいのか疑問です。</p>	<p>低所得世帯等の利用者負担については、現行制度の取り扱いを踏まえて、軽減措置を実施する方針が国から示されており、市でも検討していきます。</p>
58		<p>保護者から保育において提供される費用を別途受けとることが出来る、とありますが、保護者の負担が増え、格差が出来てしまうのではないかと考えられます。また、職員の免許の有無を問わない案もとても難しいと思います。正規職員の負担・責任が増加し、継続して働くことが厳しくなり、豊かな保育を守っていくことが無理になってしまいます。</p>	<p>施設が、上乗せ徴収を行う際には、あらかじめ保護者に説明を行い、同意を得ることが必要となります。また、国の方針により、職員のすべてを有資格者に限定した基準を策定することはできません。</p>
59		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料とは別にオプション費用を払ってもらうということは、払えない人は入れないということなのか？</li> <li>・高額な費用を払える親の子が入れる園と払えない親が入れる園では、差が出るのではないか。</li> <li>・家庭によっては負担が増えて家計にひびくのではないか。</li> </ul>	<p>施設が、上乗せ徴収を行う際には、あらかじめ保護者に説明を行い、同意を得ることが必要となります。</p>
60		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料とは別に費用（文房具、行事、食事等）を徴収できることになると、保護者の負担が増えるのではないか。</li> <li>・施設それぞれで費用の徴収をすることで、施設によって保護者の負担の差が広がるのではないか。</li> </ul>	<p>上乗せ徴収を実施する・しないは各施設の判断によります。施設が、上乗せ徴収を行う際には、あらかじめ保護者に説明を行い、同意を得ることが必要となります。</p>

61		<p>・保育園の職員の配置について          保育室の平米数だけを見て、子どもの数を増やすということは、子ども一人一人にとって、どれだけの負担がかかることなのか考えてほしいです。つめ込み保育はとてもおそろしいです。今の小金井基準をしっかりと守って頂き、小金井市が今後もずっと誇れるものとして基準は守って下さい。</p> <p>・休日保育、長時間保育について          まだまだ小さい子どもにとって、本当に行っているいいものなののでしょうか？親と離れて過ごす時間を今以上に増やしているのでしょうか？そんな不幸な子どもを行政が生み出そうとしているのではないのでしょうか。親支援はとても大切なことです。しかし、その前に、子どもを守ることが第一であると思います。これからの未来を背負っていく子どもをしっかりと育てるべきだと思います。</p>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
62		<p>・保育園の職員の配置について          小金井市の公立保育園の職員の配置を守って欲しいと思っています。今年5月に待機児解消の為、何園かで、受け入れ人数を増やしたそうですが、職員がきちんと配置されなかったと聞きました。その様な事のないよう、小金井市の定数を守って欲しいです。</p> <p>・休日保育、長時間保育について          まだまだ小さい子どもにとって、本当に行っているいいものなののでしょうか？親と離れて過ごす時間を今以上に増やしているのでしょうか？そんな不幸な子どもを行政が生み出そうとしているのではないのでしょうか。親支援はとても大切なことです。しかし、その前に、子どもを守ることが第一であると思います。これからの未来を背負っていく子どもをしっかりと育てるべきだと思います。</p>	<p>この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。</p>
63		<p>20時までの延長保育についての意見です。          保護者の方の就労のために、出来るだけ保育園を開けることは大切だと思いますが、子どもたちにとってはなるべく早く降園し、お母さんお父さんとの時間をしっかりと取ることが何よりも大切です。子どもたちのことを1番に考えた運営を是非お願いします。</p>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
64		<p>国からおろされたものそのままではなく、小金井市の公立の保育の基準を守ることが希望します。子どもたちの育ち、命を守るためにそこはくずさないでほしいです。休日保育は、“勤務を要する日のみ”と記載が必要です。子どもと親が過ごす時間を守るためにも。</p>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>

65			現場が紹介業務を行うと、ユーザーのニーズと紹介施設とのギャップによる不満や、現場の事務量増加による保育士の負担、等、様々なリスクが生じてしまいます。 今迄通り入園に関する窓口は、公立は、保育課の一本化が、一番いいと思います。	市（保育課）でも必要な情報提供を行うなど、適切な措置を講ずることができるよう、特定教育・保育施設との連携に努めていきます。
66			(II) 運営に関する基準について 支定保護者から支払いを受けることができる項目についてですが、体操や音楽、給食までもが追加料金となり、保護者の負担が増すと思います。また、本来子どもは平等に保育を受ける権利があるのでこの内容には納得できません。	上乗せ徴収を実施する・しないは各施設の判断によります。施設が、上乗せ徴収を行う際には、あらかじめ保護者に説明を行い、同意を得ることが必要となります。
67			(II) 運営に関する基準 「③職員の職種、員数及び職務の内容」についてですが、これまで小金井市が築いてきた保育内容、給食提供の内容を維持、向上させるためにも、職員の配置（員数、職種）を低下させるような基準にしないで下さい。(国基準×、これまでの小金井市基準○)	この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。
68			・職員の人員配置（保育士、給食、看護師）は現状以上になるようにして下さい。保育に従事する職員は有資格者の方にして下さい。・待機児へのフォローは今までどおり市でして下さい。(各保育園でなく)・休日保育は誰でもできるのではなく、勤務証明をきちんと出した人のみにして下さい。	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
69	(2)特定地域型 保育事業の運営に関する基準	(II) 運営に関する基準	6. (2)II5/8 一番下の項目。事業者の教育・保育の紹介に関しては、その対応に関し、市が積極的に協力していくよう求める。 7. (2)II6/8 上から二項目目。子どもの心身の状況等の把握については、市の方と連携を持ち、当該児童に対し、何かあった時の対応が素早くいくようバックアップ体制を整えてほしい。 8. (2)II6/8 上から五項目目。子どもに係る情報の提供その他連携施設との密接な連携については、市の方でも施設全体を把握して施設間が密接な連携を取れるよう努めてほしい。 9. (2)II7/8 上から二番目の項目。保育の質の評価はどの機関が行うのか？現在の保育所のように第三者評価機関？家庭的保育事業や、居宅訪問型保育事業では難しいのでは？どのような評価法になるのか明らかにしてほしいです。	6：市（保育課）でも必要な情報提供を行うなど、適切な措置を講ずることができるよう、特定教育・保育施設との連携に努めていきます。 7、8：貴重なご意見として参考とさせていただきます。 9：評価については、第3者評価を受審した場合に、公定価格上で加算されることとなっていることから、第3者評価機関による評価を国は想定しているかと思いますが、その評価方法については現時点で未定となっています。

70		<p>(2)特定地域型保育事業の運営に関する基準  (Ⅱ) 運営に関する基準  特定保育事業者は特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設との密接な連携に努めるものとする。  ↓  地域型保育施設を卒園後（3オクラス以降）の預け先を確保できるよう、小金井市としての指針をつくってください。現状通り、2才までの保育施設を卒園する場合は保育施設入所選考指数に優先加点をつけてください。</p>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
71		<p>・(1)「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案)」、項目(2)(Ⅱ)運営に関する基準（5/8 ページの末尾1項目）  ・教育・保育の提供が困難な場合の「適切な措置」に、保育コンシェルジュへの紹介を含めるなど、市による教育・保育施設等の紹介事業と連携した形で本項目を運用してください。</p>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
72		<p>(2)特定地域型保育事業の運営に関する基準(Ⅱ) 運営に関する基準①保育の指数（認定区分や優先項目）が同じ場合、保育所入所の順位をどう決めるのか、「保育園入所申込案内」やHPに掲載し、すべての市民が見られるようにしてください。②各園各年齢クラスの入所最低指数と（入所できなかった場合の）待機順位を公開し、選考をオープンなものにしてください。すべての入所希望者に選考方法を示し、無用な不安や不信を取り除いてください。</p>	<p>入所希望者の選考方法については「小金井市保育の実施に関する条例施行規則」に定めているところであり、市ホームページより閲覧することも可能です。また、保育所案内にも掲載しているところであり、今後も同様の対応を行う予定です。</p>
73		<p>(2)特定地域型保育事業の運営に関する基準  (Ⅱ) 運営に関する基準  小金井市における地域型保育給付の小規模保育施設はA型、B型のみとし、無資格者のみで保育の提供が行われないように条例化してください。また、保育士（及び保育従事者）が短期間で入れ替わらないような仕組みをつくってください。保育士が安心して働き続けられない職場は、子どもや保護者にとっても安心できません。</p>	<p>子ども・子育て新制度のねらいの1つとして、多様な形態の保育サービスを創設することがあります。そのため、家庭的保育所事業等では有資格でなくてもよい事業類型もあり、国の方針が示されていることから、すべての類型の職員を有資格者とする基準を策定することはできません。ただし、この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。</p>

74		<p>② 項目(2)の(Ⅱ)中の「特定地域型保育事業者は(中略)連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする」については、「市は、適切な施設や事業の紹介について協力しなければならない」旨を加えてください。</p> <p>③ 市は、各施設や事業者の職員配置や有資格者の配置等について、健全な子育てが実施されるよう厳格に指導を行うようにしてください。</p>	<p>②市(保育課)でも必要な情報提供を行うなど、適切な措置を講ずることができるよう、特定教育・保育施設との連携に努めていきます。いただいたご意見は参考とさせていただきます。</p> <p>③指導検査及び定期的な連絡会を開催し、状況の確認に努めてまいります。</p>
75		<p>第3項</p> <p>③職員が頻繁に変わるようでは子どもが落ち着かない。きつきつの職員体制では、子どもにも影響を及ぼすので、子ども達が安心して過していけるように、確実に人員補充を行ってほしい。</p> <p>④休日保育の要望は調査を行い、慎重に対応してほしい。過疎化が続いている昨今、育児で悩んでいる方が多いと思う。そういった方達の不安を解消できるように、育児相談を行ったり支援をしていくことが大切。</p>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
76		<p>○5頁・2項目目「正当な理由がなければ」→正当な理由があいまい。障がいのある子、アレルギーのある子、支払い能力が心配等の理由で拒否されるおそれがあるので「正当な理由がなければ」を削除する。・3項目目児童福祉法24条1項に基づき改正児福法73条1項に従い、24条3項の読み替えにより市は責任をもって利用調整を行う。・「特定教育・保育施設または特定地域型保育事業を紹介する～」→上と同様に、事業主の責任にしない。市の責任を明記する。</p>	<p>2項目目貴重なご意見として参考とさせていただきます。3項目目利用調整は市が行います。貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>

77		<p>○6頁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2項目目 「把握に努めることとする」 →子どもの生命を預かる場所なので「努める」でなく「把握することとする」と。</li> <li>・3項目目 「事業者は～ねばならない」 →市は保育施設を適切に確保するよう責任を果たさなければならない。</li> <li>・4項目目 「施設の確保が著しく困難であると市町村が認める～この限りではない」 →市町村の指定する施設の確保とその施設を利用することや、複数の人的配置で乳幼児の安全確保を図ること。</li> <li>・5項目目 「密接な連携に努める」 →すべての施設において密接な連携をすすめる。</li> <li>・6項目目 「利用者負担額の支払いを受けるものとする」 →施設による支払差の不公平感を最小限に市が助成する。</li> <li>・7項目目 「差額の範囲内で保護者から受け取ることができる」 →利用する施設によって利用者の負担額に大差が生じることのないようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2項目目 貴重なご意見として参考とさせていただきます。</li> <li>3項目目 「従うべき基準」のため、そのままとします。</li> <li>4項目目 貴重なご意見として参考とさせていただきます。</li> <li>5項目目 この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。</li> <li>6項目目 貴重なご意見として参考とさせていただきます。</li> <li>7項目目 貴重なご意見として参考とさせていただきます。</li> </ul>
----	--	---	--



78		<p>・8項目目これまで同様、基本的には別途徴収してこなかったものは維持する。利用者負担が所得格差により保育を受ける格差につながることをないようにする。市の助成は維持向上させる。支援法第59条第1項3号に基づき市の助成をこれまで同様行ってください。○7頁・3項目目「重要事項に関する規定」→最低基準は子どもの生命、安全の確保に直結するもの。緩和や後退をせず、現状をさらに向上させたものとする。③子どもの受け持ち人数0才(3:1)、1才(5:1)、2才(6:1)・5項目目「やむを得ない事情がある場合を除き」→子どもの安全面からも慎重な対応をすること。やむを得ない事情を安易に拡大しない。定員の超過が起きた際は行政が対策を提示し調整を図る。限りない弾力化につながらないようにする。待機児対策を速やかに提示する。・7項目目子どもの権利を最優先し、最善の対応を求める。市の責任を明記する。</p>	<p>8項目目上乗せ徴収を実施する・しないは各施設の判断によります。施設が、上乗せ徴収を行う際には、あらかじめ保護者に説明を行い、同意を得ることが必要となります。3項目目この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。5項目目貴重なご意見として参考とさせていただきます。7項目目策定に向けて、いただいたご意見は参考とさせていただきます。</p>
79	(3)その他	<p>「子ども・子育て支援新制度」の内容が全く分かりません。情報提供とともに市民に分かりやすく説明する機会を数多く設けて下さい。</p>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
80		<p>①全体事項 ・制度の柔軟かつ機動的な運用が可能のように、また参入障壁にならないように、国基準より厳しい基準を設けないでほしい。</p>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
81		<p>基準についての直接的なコメントではありませんが、施設や事業の利用者負担(いわゆる保育料等)が利用施設(認可保育所、認定こども園、東京都認証保育所、幼稚園など)によって不公平にならないような施策を実施してください。</p>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
82		<p>これほど大きく変わる「子ども・子育て支援新制度」なのに在園児の父母にも市民にも一度も説明しないというのは何故でしょうか?市として怠慢なのではないでしょうか。近隣市ではすでに在園児向けや市民向けに何度も説明会を開いています。早急に開催して下さい。新制度はかなり自治体任せになっています。是非新制度になっても小金井として現在の保育水準を守り、引き下げられる部分は現水準を堅実する努力をして下さい。</p>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
83		<p>待機児童が多いからという理由で面積に対しての子どもをパンパンにつめて、ギリギリの保育者の数で保育するのはどうか。子どもの安全を守る為には最低でも今の職員配置を変えないでほしい。命を守っているということを行政も忘れないでほしい。小金井市の福祉が充実し、皆が住みたいという町を作っていってほしい。</p>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>

84		「子どもがすこやかに育つ」ことをスローガンにかかげている小金井市ですから、すべて国基準に従うのではなく、市民が「小金井市に住んでよかった」と思える基準にさせていただきたいです。	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
85		小金井市として、「子どもがすこやかに育つ」という事をスローガンにしていますので、国基準骨子に従う事なく、小金井市で育んできた基準を大切に、子どもの健やかな成長を更に目指して頂きたいと思えます。	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
86		将来を担う子どもたちが、そして保護者が、安心、安全に保育園で過ごせるよう働く大人は資格を持った者にして下さい。また、保護者の負担を増やさず、しっかりと今まで通りの市の助成をして下さい。	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
87		子どもの育ちが危ないです。子どもにはしっかりと予算をとって、小金井で育てられるようにして下さい。財源の問題は大きいと思いますが、今でも足りないと考えています。子どもを見ず、行政の都合で予算職員、職員配置基準をこれ以上悪くしないで下さい。	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
88		現状の職員配置をかえないでほしい。	この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。
89		現状の保育定数を割る事なく人員を配置し、安全な保育園を保障して下さい。	この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。
90		・現状の保育園の職員体制をかえないで欲しい。(保育士、給食職員、栄養士、看護師)・待機児対策については、各保育園に押し付けるのではなく、新園を作るなど市として行ってほしい。・休日保育、延長の延長保育は、勤務証明を必ずもらい、必要な人のみ利用できるようにして欲しい。どのくらい利用する人がいるのか事前に調査して欲しい。	1項目：この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。2・3項目：貴重なご意見として参考とさせていただきます。

91		<p>①保育士の配置人数など、今まで小金井市が国基準を上回っていた部分については、現行基準を示して下さい。そのうえで、現行基準から国基準に落ちる場合は、その理由を示して下さい。</p> <p>可能な限り、国基準を上回る部分については現状を維持してください。</p> <p>(今まで基準を具体的に設置していなかったとしても、現在務めている保育士などが把握している範囲で、小金井市が他市よりもいい基準であると認識している部分がいくつかあります。それを示して下さい)</p> <p>②公立保育園の役割について明確化し、今後も公立保育園を残して下さい。</p> <p>③各園（小金井市内の保育園すべて対象。公立・私立・民間・小規模保育も含むすべての保育施設のそれぞれの規模に応じて）における有資格者の勤務者数基準を作成し、無資格者のみで運営できる保育園の参入は受け入れないで下さい。</p> <p>④現在、臨時職員すら集められない勤務条件について早急に条件を見直し、正規職員の処遇を含め、保育の質が保たれる保育士体制を整えて下さい。職員研修等についても、現状、職員不足で研修など行っている暇もない状態とのこと。職員を育てる体制を整え、小金井市全体の保育の質向上に努めて下さい。職員は常勤・正規雇用を基本に待遇改善をお願いします。</p> <p>⑤国基準通りにしたとして、現状の保育の質を維持(市としてはむしろ質の向上を目指してほしいのですが)する具体的な施策についての中長期的な計画を、新制度施行前までに示して下さい。現場の努力で何とかするというような、いい加減な進め方はやめて下さい。新制度について、どこまで決まっていますか、何が決まっていないのか、今後どのようなスケジュールになるのか。途中経過でいいので、市民・保護者への説明会を実施していただけますか？説明時期としては9月がリミットだと思います。説明会実施を始めている市が出てきています。予定があるのであれば、日程を教えてください。この新制度導入には莫大なお金と時間と手間がかかるにも関わらず、国から現場におりてくる情報が少なすぎると思います。保育認定を30日ですというの、保育課の職員の方からすれば無理な話なのではないでしょうか。保護者の立場で想像しても、結構無茶だなと感じています。すべてに反対というわけでは無いですが、説明が無いと不信感がつります。現状の問題点も含め、ぜひ説明会を開いて頂き、保護者も含めた問題解決と、小金井市全体の保育が良くなる方向性というものを共に見いだせたらと思います。何卒よろしく願いいたします。</p>	<p>①この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとしませす。</p> <p>②～⑤貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
----	--	---	---

92		<p>現在、都認証保育園へ子どもを通わせています。都認証園はこのパブコメの対象園ではありません。都独自の采配にもとづく園制度だから別議論になるとはいえ、ひろくこどもの育つ場が議論されているなかに少々なりとも取り上げられないのは違和感があります。今回のパブコメ対象園だけでなく、他制度の施設にも引き続き注目をしてください。また、今後、行政の方針によっては、都認証から認定子ども園への統合をもとめられることもあるのではと、先を考えると不安もあります。そのような場合には、じゅうぶんな移行期間と、基準への酌量をしてください。</p>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
93		<ul style="list-style-type: none"> <li>・今まで傍聴にも行っていましたが、行っても分かりづらく、資料だけだと、より分かりづらい内容（書き方）だと思います。もっと分かりやすく作成して下さい。</li> <li>・事業所に対しての要望がたくさん出されていますが、公立園はどうするのですか？延長保育にしても、事業所や私立はかなりの時間やっていますが、公立がまずやらないのはおかしいのではないのでしょうか。そして、公立がやるべき事、やっていく事が出されていない。公立が先に困っている家庭（子どもたち）を受け入れていくべきなのではないのでしょうか。十分検討お願いします。</li> </ul>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
94		<p>(1)～(3)全てにおいての意見です。 前段「…国が定める基準を踏まえ、自治体ごとに条例で基準を定めることとなっております。このたび、市の条例の骨子となる基準（案）を作成しましたので…」と記載されていますが、頂いた基準（案）では全てにおいて「国基準どおり」となっており、自治体ごとの「より踏みこんだ条例」を作る努力のかけらもみられません。せめて「国基準どおり」に定めた議論・判断基準をお教え下さい。この程度のものがなければ議論のたたき台にもなりません。国よりも現場に近い自治体が、一歩先を見据えた提案が出来ないことに、一市民として憤りを感じます。恐縮ですが、「国基準という課題を達成」することが目的だとしたら、小金井市子ども家庭部保育課保育係の廃止を検討して下さい。</p>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>

95		<p>認証保育所A型の事業所が、今のまま認証として運営していけるのか、それとも認定こども園等に転換していく必要があるのか、事業者及び現在の利用者ともに戸惑っている状況です。基準(案)によりと、他園との連携、紹介等、事業所に一任されているような印象を受けますが、保育以外の業務が多岐に渡ること、保育自体に充分力を注げないといったことにならないよう、まず市との連携が不可欠だと考えています。スムーズな連携体制がとれるよう、新システムになった時の具体的な体制、業務内容(申請や必要書類等)、補助金等を提示していただきたいです。待機児は重大な問題であり、数多くのお問い合わせをいただきますが、来年度の体制が定まらない限り、お問い合わせに対して、お答えできる状況ではなく、ますます不安に感じられてしまっているようで、心苦しく思っております。小金井市内の事業所の1つとして、できるだけ多くの方のニーズにお応えしたい気持ちはあります。基準(案)のように認可外、私立の事業所に対する新たなシステムが円滑に進むのか、まず情報をわかりやすくお伝えいただきたいです。保育士の待遇の低さに加えて、たくさんの業務が増えることになると、運営がより厳しくなる可能性があります。定員定額制や激減緩和といったサポートも考慮していただきたいです。よりよい保育を、より多くの子どもたちが受益できることが最も重要だと思います。長時間保育は、保育士の重い負担となりますので、待遇改善によって、無理のないシフトが組め、安定した保育、子育て支援を続けていけるよう小金井市としてのバックアップをどうぞよろしくお願い申し上げます。</p>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
96		<p>意見募集にあたっては説明会が必要でした。それぞれの項目について、現状との対比で説明してもらおうと、どう変わるのかがわかったと思います。保育施設の運営については、子ども1人あたりの面積、職員配置など、保育の質の向上につながるよう、市独自の基準を設けて欲しいと思います。</p>	<p>この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。</p>
97		<p>自治体の保育園に全く行政が関わらないということに疑問を感じます。他園を紹介しないような園も発生するのでは?そうした場合行政は何もしないのか?</p>	<p>市(保育課)でも必要な情報提供を行うなど、適切な措置を講ずることができるよう、特定教育・保育施設等との連携に努めていきます。</p>
98		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育は人手です!人員を確保することは最低限です。</li> <li>・役所(行政)もしっかり仕事をするべき!各施設に責任をまる投げするなんておかしい!</li> </ul> <p>待機児解消や施設の紹介は行政がやること!</p>	<p>貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>

99		これだけ待機児が増えている昨今、入れない子どもへの対応を行政がしなければ、誰がするのか。行政の責任で関わるべきだ。	市（保育課）でも必要な情報提供を行うなど、適切な措置を講ずることができるよう、特定教育・保育施設等との連携に努めていきます。
100		現在の家庭のあり方、子どもたちの育ちについて、小金井の職員配置でやっとな子育て支援を行える程度なのに、その基準を下げるということは、この国の子どもの育ちはどうでもよい、ということと同等の意味と考えます。国は女性の力を必要とするとか、待機児を解消するとか、きれいごとのみ発表しているが、どれだけ子育て世代が苦勞しているか、きちんと知るべきです。せめて、現在の小金井公立の職員配置を守るべきです。	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
101		・保育は人手です。“命”を預かる仕事、必ず基準を守ってください。 ・親に負担を強いることはおかしい。補助金は必ず必要です。	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
102		現在の保育士配置は決して良いわけではありません。しかし、今まで小金井市は他市よりもよい配置を守り、小金井の保育は一定以上の質を維持してきたと思っています。これに誇りを持ち、職員配置を考えて下さい。	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
103		保育園に入れたい子に対して行政は何のフォローをしてくれるのですか？園としては、できる限り入れてあげたい！だけど、今いる子どもたちにも今できる精一杯の保育をしてあげたいと思うと、入れればいいものでもないと思っています。そうすると、入れていない子のフォローもしつつ、今いる子たちの保育もいつも通りにして…なんて今の職員配置人数ではムリです！	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
104		もし私だったら、子どもを大切にしてくれそうにもない基準を堂々とかがげる小金井市に子どもを預けたくもないので見直してもらいたいです。	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
105		保護者の負担が増えることはさけてほしいです。今まで通り市の助成をすべきです。それが行政の責任ではないでしょうか！	貴重なご意見として参考とさせていただきます。
106		現在、ニュースで、保育士資格を持っていないベビーシッターの事故が起き、尊い命が失われてしまう悲しい出来事が続いています。保育で大切なこと、安心、安全はもちろん、子どもの発達をふまえた適切な対応、保育を、心得ていることは、しっかり学び、有資格者であるからこそ、提供できると思います。「有資格」は重要です！！	貴重なご意見として参考とさせていただきます。

107		<p>概ね国の基準に『従う』とあるが、この基準はボトムを決めるものである。小金井では運営基準を別で持っているものもある。低下しないようにしてほしい。</p> <p>また『参酌』とある部分がどれほどのものかが不明瞭なので『参酌』した結果本市基準案に明記されないと結果『従う』と遜色ないものとなることはよろしくない。明文化を希望する。</p>	<p>この基準は、最低基準を定めるもので、各施設においては常に最低基準を向上させるように努めるものとします。</p>
-----	--	---	--